

施策目標1

男女平等を進めるための積極的な情報提供

□ 施策の方向

- 1 社会制度・慣行の検証
- 2 男女が平等な社会像の提案
- 3 男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底
- 4 多様な媒体によるわかりやすい情報提供

朝霞市男女平等推進条例

第3条 男女平等の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること及び男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないことを旨として、行われなければならない。

1 社会制度・慣行の検証

現状と課題

性別による固定的な役割分業意識に基づく社会制度・慣行は依然として根強く残っています。

「市民意識調査」によると、「社会通念・慣習・しきたりなど」について男女ともに7割を超える市民が男女平等になっていないとしています。また、「職場」や「政治の場」「家庭生活」においても、男女平等になっていないとする人が多くなっています。

しかしながら、いずれも将来は平等になってほしいという意向が男女問わず強く現れており、固定的な性別役割分業意識にとらわれず、男女がさまざまな分野に参画していけるよう社会制度・慣行を検証し、見直しを促進することが求められています。

男女平等社会のイメージ

◎現在の状況

項目名 女性：N=508 男性：N=348	1. 家庭生活の中で男女の地位は平等である		2. 学校教育の中で男女の地位は平等である		3. 職場の中で男女の地位は平等である		4. 社会通念・慣習などで男女の地位は平等である	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
そうなっている	19.7%	41.4%	48.2%	63.8%	12.2%	27.6%	4.9%	13.8%
そうになっていない	66.9%	49.4%	32.3%	24.4%	71.7%	61.5%	78.1%	74.4%
無回答	13.4%	9.2%	19.5%	11.8%	16.1%	10.9%	16.9%	11.8%
項目名 女性：N=508 男性：N=348	5. 政治の場で男女の地位は平等である		6. 法律や制度の上で男女の地位は平等である		7. 地域活動の場で男女の地位は平等である			
	女性	男性	女性	男性	女性	男性		
そうなっている	15.0%	36.5%	25.6%	47.1%	22.8%	36.5%		
そうになっていない	67.1%	53.2%	55.3%	42.8%	57.5%	54.0%		
無回答	17.9%	10.3%	19.1%	10.1%	19.7%	9.5%		

◎将来への期待

項目名 女性：N=508 男性：N=348	1. 家庭生活の中で男女の地位は平等である		2. 学校教育の中で男女の地位は平等である		3. 職場の中で男女の地位は平等である		4. 社会通念・慣習などで男女の地位は平等である	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
そうなってほしい	78.1%	77.0%	77.4%	81.3%	78.5%	79.3%	76.0%	71.6%
そうなってほしくない	5.3%	10.6%	2.6%	3.4%	3.7%	6.6%	8.1%	13.5%
無回答	16.5%	12.4%	20.1%	15.2%	17.7%	14.1%	15.9%	14.9%
項目名 女性：N=508 男性：N=348	5. 政治の場で男女の地位は平等である		6. 法律や制度の上で男女の地位は平等である		7. 地域活動の場で男女の地位は平等である			
	女性	男性	女性	男性	女性	男性		
そうなってほしい	76.8%	82.2%	77.4%	81.9%	77.6%	81.0%		
そうなってほしくない	4.7%	3.2%	2.8%	2.9%	2.8%	4.6%		
無回答	18.5%	14.7%	19.9%	15.2%	19.7%	14.4%		

資料：「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」（平成22年6月実施）

1 主要な施策

◆男女平等の視点からの社会制度の検証・問題提起

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
家庭・地域・職場などの制度について、男女に中立的に機能しているかどうかを検証し、積極的に問題提起します。	全庁 人権庶務課	充実	○	継続

◆男女平等を阻害する慣行の見直し

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
地域に残る男女平等を阻害する慣行の是正を提案するとともに、苦情処理委員の活用や法的救済制度の周知など、市民・地域団体による見直しの取り組みを支援します。	人権庶務課	充実	○	継続



朝霞市男女平等苦情処理委員とは……

- 朝霞市男女平等推進条例第23条に基づいて、朝霞市男女平等苦情処理委員を設置しています。苦情申出書により申し出のあった内容について、専門的な立場から調査します。
- 申し出の内容は、男女平等の推進を阻害する要因による人権侵害や社会的な慣行等による差別的な取り扱いを受けた場合などです。

2 男女が平等な社会像の提案

現状と課題

「朝霞市男女平等推進条例」(第3条第5項)では、「男女平等の推進は、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず、あらゆる差別と暴力を決して許さない社会を構築することを旨として、行われなければならない。」と規定しています。

「市民意識調査」結果からも多くの市民が望んでいる男女平等社会ですが、「朝霞市男女平等推進条例」などの言葉の周知度もまだ低い現状です。しかし、30歳代という若い世代が多数生活しているのが朝霞市の特徴です。男女平等の視点に立って新たなコミュニティや生活文化を創造していく可能性をもった若い世代が多いことは、本市が男女平等の社会をつくっていく上での大きな強みとなります。また、退職後に地域で活動を望む男女は多く、今後、地域社会の活力は一層高まることが予想されます。

さまざまな機会や多様な媒体を通じて、「朝霞市男女平等推進条例」が規定する男女が平等な社会のあり方をより具体的に提案することが課題です。

男女共同参画・男女平等に関わる言葉の周知

項目名 女性：N=508 男性：N=348	①積極的格差是正措置 (ポジティブ・アクション)		②ジェンダー(社会的性別)		③セクシュアル・ハラスメント		④性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
よく知っている	6.3%	10.1%	13.0%	17.2%	75.2%	76.1%	2.6%	3.4%
言葉ぐらいは聞いたことがある	25.8%	34.2%	31.1%	27.9%	15.7%	15.8%	9.4%	15.2%
知らない	60.0%	50.9%	46.7%	49.4%	3.0%	3.4%	80.3%	75.3%
無回答	7.9%	4.9%	9.3%	5.5%	6.1%	4.6%	7.7%	6.0%
項目名 女性：N=508 男性：N=348	⑤アンパイド・ワーク*		⑥ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)*		⑦配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)			
	女性	男性	女性	男性	女性	男性		
よく知っている	1.6%	3.4%	19.1%	23.3%	45.9%	42.0%		
言葉ぐらいは聞いたことがある	8.1%	11.5%	40.4%	42.5%	38.8%	44.8%		
知らない	81.9%	78.4%	32.9%	29.0%	8.5%	8.6%		
無回答	8.5%	6.6%	7.7%	5.2%	6.9%	4.6%		

資料：「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」(平成22年6月実施)

① 主要な施策

◆男女平等社会の具体像の周知

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
「男女共同参画社会の将来像」（男女共同参画社会の将来像検討会報告書）の周知、市内の「男女共同参画」事例の紹介などを積極的に行います。	人権庶務課	充実	○	継続

◆男女が平等な生活提案の実施

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
現実と理想の格差が大きい30歳代の専業主婦を中心に、家庭や職場・地域で実践できることなど、市民一人一人が平等な生活がイメージできるよう具体的な情報提供に努めます。	人権庶務課	充実	○	継続

◆男女平等について調査研究の実施

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
家庭・地域・職場等における男女平等についてや、国内外の取り組み事例についてなど、男女平等の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行います。	人権庶務課	充実	○	継続



男女共同参画社会の将来像が明らかに…………

内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会の将来像検討会」から「男女共同参画は日本社会の希望～多様な価値観の下、個性を生かし、共に生きる社会へ～」と題した報告書（平成16年6月）が提出されました。おおよそ2020年頃をめどに、将来の我が国が目指すべき姿として、男女共同参画社会の具体像を描いたものです。

- 2020年までに各分野の指導的地位で女性が占める割合を少なくとも30%にすることや、雇用機会・待遇の男女均等確保、仕事と家庭を両立できる環境整備などを強力に進めるように提言。
- こうした取り組みが実を結べば、2020年には女性管理職が大幅に増えるほか、自治体首長、医師、弁護士などへの女性進出も進み、変化に対応できる「柔軟な社会に変ぼうする」としています。

3 男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底

現状と課題

「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年10月調査）によると、メディアにおける性・暴力表現について、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている」「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」「児童に対する性犯罪を助長する」を約半数が挙げています。

「朝霞市男女平等推進条例」（第9条）では、「何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分業意識及びセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）その他の性別による差別と暴力を助長する表現を行わないよう努めなければならない。」と規定しています。

公衆に情報を表示する場合に、性別による役割分業意識や差別と暴力を助長するような表現を行わないよう、市が率先して一層の取り組みを進めるとともに、団体・事業者等へ自主的な取り組みを促すことが課題です。また、市民自身が男女平等を推進する視点に立って情報を読み解き、活用できる能力を養うことが必要です。

主要な施策

◆市の広報活動、刊行物における表現の徹底

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
市の広報活動、刊行物において男女平等の視点に立った表現を徹底するために、県の「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」の周知など、表現・内容のチェック機能の向上を図ります。	全庁 人権庶務課 市政情報課	充実	○	継続

◆団体・事業者等へ自主的な取り組みを促進

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
市内の団体・事業者等へ、公衆に情報を表示する場合に性別による固定的な役割分業意識や差別と暴力を助長するような表現を行わないよう、自主的な配慮を求めます。	人権庶務課 市政情報課 産業振興課	充実	○	継続

◆情報活用能力の向上

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
性別による固定的な役割分業意識や性別による差別と暴力を助長するような表現の排除について市民へ呼びかけるとともに、情報活用能力（メディア・リテラシー*）向上のための学習機会を提供します。	人権庶務課 公民館	充実	○	継続

4 多様な媒体によるわかりやすい情報提供

現状と課題

本市では、男女平等についての学習機会の提供として「あさか女と男^{ひと}と男^{ひと}セミナー」の開催、女性が抱えるさまざまな問題について「女性総合相談」の実施、男女平等推進情報紙「そよかせ」の発行など、男女平等を進めるための取り組みを実施するとともに、市の広報紙やホームページなどで情報提供に努めてきました。しかし、「市民意識調査」では、市が実施している男女平等を進めるための取り組みについて、市民の周知度が低いという実態が明らかになりました。

現在、差別や暴力を受けている人や、不平等と感じている人、なかなか声を上げることができない人たちにこそ積極的に男女平等についての情報を提供し、平等を実現させていくための方法の検討が求められています。

男女平等に関する法制度や取り組みの積極的な活用を促進するために、多様な媒体によるわかりやすい情報提供の体制づくりが課題です。その際に、高齢者や障害のある人、外国人など、情報を得にくい人にも配慮します。

男女平等を進めるための取り組みの周知度

項目名【11個までの複数回答】	構 成 比			集 計 値		
	全体 N=864	女性 N=508	男性 N=348	全体	女性	男性
朝霞市男女平等推進行動計画の推進	12.4%	12.4%	12.4%	107	63	43
朝霞市男女平等推進条例の推進	9.4%	9.8%	8.3%	81	50	29
朝霞市男女平等推進審議会の設置	6.7%	7.3%	5.7%	58	37	20
「あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー」の実施	6.0%	7.7%	3.7%	52	39	13
「あさか男女(ひと)の輪サイト」の設置	0.7%	0.8%	0.6%	6	4	2
男女平等推進情報紙「そよかせ」の発行	20.1%	26.2%	10.9%	174	133	38
男女平等苦情処理委員の設置	3.0%	2.6%	3.4%	26	13	12
女性総合相談の実施	10.8%	14.4%	5.5%	93	73	19
能力開発支援にかかわる制度	12.2%	13.0%	10.9%	105	66	38
人権擁護委員の設置（人権相談の実施）	13.4%	15.7%	10.1%	116	80	35
その他	0.3%	0.6%	0.0%	3	3	0
知っているものはない	52.1%	45.5%	62.4%	450	231	217
無回答	10.3%	10.4%	9.8%	89	53	34
全体	100.0%	100.0%	100.0%	864	508	348

資料：「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」（平成22年6月実施）

主要な施策

◆男女平等に関わる情報提供体制の充実

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
市の広報紙、ホームページへの掲載情報の充実、男女平等推進情報紙の充実など、男女平等に関わる取り組みについて情報提供体制を充実します。	人権庶務課 市政情報課	充実	○	継続

◆出前講座の活用

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
「あさか学習おとどけ講座（出前講座）」の中で、身近な地域において、少人数で男女平等の学習機会を提供します。	人権庶務課 生涯学習課	充実	○	継続

◆男女平等に関わる情報のバリアフリー化

施策の内容	担当課	区分	実施時期	
			前期	後期
子ども版、外国語版での情報提供や、高齢者・障害者への配慮など、年齢や国籍、障害の有無が障壁(バリアー)にならないよう配慮します。	全庁	充実	○	継続

